

平成20年度国民健康保険税の改正点

年税額の決定時期が7月に

国民健康保険税は平成20年度から後期高齢者医療制度の導入に伴う制度改正により、年税額の決定時期が8月から7月に変更となりました。国民健康保険の加入世帯には、7月中旬に各世帯主へ納税通知書を送付します。

5千万円借り入れし 税率を見直し

安定した国保財政を維持していくため、今年3月、税率の引き上げの見直しを行いましたが、急激な負担増を少しでも抑えるため、平成20年度の暫定措置として、市の基金から5千万円を借り入れし、医療給付費分の税率の引き下げを行いました。



【保険税率の改正】

項目	平成20年度税率		
	医療給付費分		後期高齢者支援金分
	変更前	変更後	
①所得割額	5.3%	5.0%	1.5%
②資産割額	20.0%	20.0%	7.0%
③均等割額	23,800円	22,700円	6,800円
④平等割額	特定世帯以外 19,400円	18,400円	5,600円
特定世帯 9,700円	9,200円	2,800円	—
課税限度額	470,000円	470,000円	120,000円
			90,000円

年金からの特別徴収を新たに

今年度より、年金からの特別徴収（天引き）による納付方法が新たに加わります。納税義務者が、次の①から④の全てに該当する場合は、国保税を年金からの天引きにより納めていただことになります。

①年額18万円以上の年金を受給している
②世帯内の国保被保険者全員が、65歳以上75歳未満である
③国保の被保険者である
(擬制世帯主を除く)

④介護保険料と国保税額の合計額が年金受給額の2分の1以下である
※特別徴収となる方へは、納税通知書でお知らせします。



所得の申告

世帯主、被保険者および特定同一世帯所属者の全員が所得の申告をしていないと、基準に該当するかどうかの判断ができないため、軽減措置が適用されません。

平成20年1月1日現在高島市内に住所があり、申告の必要がある方でまだ所得の申告がされていない場合は速やかに申告をしてください。

世帯主、世帯内の被保険者および特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額、山林所得金額、土地建物等にかかる長期・短期譲渡所得金額(特別控除前)、および土地等にかかる事業所得等の金額の合計額。

【軽減判定所得とは】

前年中の納税義務者となる世帯主、世帯内の被保険者および特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額、山林所得金額、土地建物等にかかる長期・短期譲渡所得金額(特別控除前)、および土地等にかかる事業所得等の金額の合計額。



通常の負担に特例措置が無くなり

個人住民税の算定における公的年金等控除の見直しや老年者控除の廃止に伴い、国民健康保険税負担が増加する高齢者に配慮するため、平成18年度および19年度には特例措置が講じられていましたが、平成20年度からは特例措置が無くなり通常の負担となります。

(平成17年1月1日現在、65歳に達していた方で、平成17年度分および当該年度分の個人住民税について公的年金等控除の適用があつた方が対象です。)

通常の負担に特例措置が無くなり

所得割額の算出に用いる基準総所得金額および軽減判定所得金額に含まれる公的年金等に係る所得から平成18年度は13万円、平成19年度は7万円を控除。

平成20年度は「控除なし」



通常の負担に特例措置が無くなり

所得割額の算出に用いる基準総所得金額および軽減判定所得金額に含まれる公的年金等に係る所得から平成18年度は13万円、平成19年度は7万円を控除。

通常の負担に特例措置が無くなり

◎その他ご不明な点などは、市役所税務課へお問い合わせください。

○(2)050-81-16
閑 税務課

各世帯ごとに決定する保険税額は、世帯主や被保険者の所得状況などに基づいて、税額の軽減（減額）措置が適用されます。軽減措置の内容や平成20年度の改正点は次とおりです。

①均等割額および平等割額の軽減 (一部改正)

各世帯の軽減判定所得金額に応じて、「被保険者均等割額」と「世帯別平等割額」を減額します。

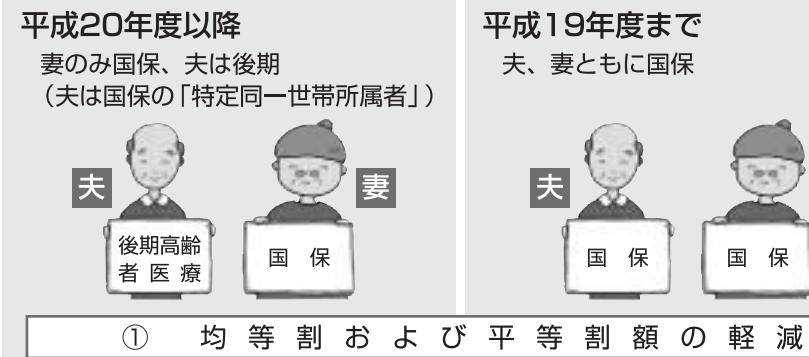
世帯主や後期高齢者医療制度の創設により、制度創設時の後期高齢者または制度創設後に75歳に到達する方が国保から後期高齢者医療制度に移行する（これらの方を「特定同一世帯所属者」といいます。）ことにより世帯の国保被保険者が減少しても、5年間、従前と同様の軽減措置が受けができるよう、措置を講じています。

5割軽減

軽減判定所得が「33万円+24万5千円×(世帯主を除く被保険者数+特定同一世帯所属者数)」以下の世

帯

(例)夫75歳以上、妻75歳未満の2人世帯の場合



国保税2割軽減判定の場合

$$33\text{万円} + (35\text{万円} \times 2\text{人}) = 103\text{万円}$$

⇒軽減判定の際に、国保から移行した後期高齢者の所得および人数も含めて軽減判定を行います。後期高齢者医療制度の導入により世帯の国保被保険者が減少しても、5年間従前と同様の軽減措置を受けることができるよう、措置を講じています。

②平等割額の2分の1軽減

夫が後期高齢者医療制度に移行することで、国保加入者は妻のみの単身世帯になりますので、国保の平等割額が2分の1になります。

税額の軽減措置

各世帯ごとに決定する保険税額は、世帯主や被保険者の所得状況などに基づいて、税額の軽減（減額）措置が適用されます。軽減措置の内容や平成20年度の改正点は次とおりです。

2割軽減 (一部改正)

軽減判定所得が「(33万円+35万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数))以下の世帯」

※2割軽減については、今年度から7割・5割軽減と同様に、申請なしで各世帯の前年中の所得に応じて軽減を行います。

②平等割額の2分の1軽減 (今年度より新設)

後期高齢者医療制度の創設に伴って、制度創設時の後期高齢者または制度創設後に75歳に到達する方が国保から後期高齢者医療制度に移行することにより国保の単身世帯となる場合は、5年間、平等割額を半額にする措置を講じています。

◎その他ご不明な点などは、市役所税務課へお問い合わせください。

